

令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新たに挑戦する創業者を後押しすることにより、産業及び雇用の創出を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として、市内において新規に会社設立を行う者に対し、令和8年度予算の範囲内で新規会社設立登録免許税等補助金(以下「補助金」という。)を交付するに当たり必要な事項を定めるものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 証明 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の証明をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届に記載されている開業日から5年を経過しない個人事業者で、令和8年4月1日以後に新たに会社を設立した者であること。
- (2) 市から証明を受けていること。
- (3) 新たに設立した会社が市内に本店登記をしていること。
- (4) 新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- (5) 納付すべき市税の滞納がないこと。
- (6) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、会社の設立の登記に係る登録免許税の額及び定款の認証についての手数料の額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 株式会社
会社の設立の登記に係る登録免許税の額 7万5千円
定款の認証についての手数料の額 3万円

- (2) 合名会社、合資会社又は合同会社
会社の設立の登記に係る登録免許税の額 3万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 登録免許税の納付を証する書類の写し
 - (2) 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し
 - (3) 定款認証手数料の納付を証する書類の写し(株式会社のみ)
 - (4) 公証人から認証を受けた定款の写し(株式会社のみ)
 - (5) 市内に住所を有する者にあつては、市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書(別記第2号様式)
 - (6) 市外に住所を有する者にあつては、住所地の市区町村税に滞納がないことの証明書
 - (7) 誓約書(別記第3号様式)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書等は、会社の設立が完了した日から起算して60日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、当該申請に係る申請書等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付時期)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金請求書(別記第5号様式)により、市長に補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があつたとき。
- (2) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しが補助金の交付後である場合は、交付した補助金の全部を返還させなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から実施し、同年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金交付申請書

（あて先）八戸市長

申請者 住所

氏名

令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額	金 円
2. 補助対象経費（実際に納付した額を記入してください。）	
(1) 会社の設立登記に係る登録免許税の額	円
(2) 定款認証手数料の額（株式会社のみ）	円
3. 会社の区分 （該当する区分に○）	(1) 株式会社 ・ (2) 合名、合資、合同会社
4. 登記日	令和 年 月 日
5. 添付書類（添付した書類にチェックしてください。）	
<input type="checkbox"/>	登録免許税の納付を証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	定款認証手数料の納付を証する書類の写し（株式会社のみ）
<input type="checkbox"/>	公証人から認証を受けた定款の写し（株式会社のみ）
<input type="checkbox"/>	【八戸市内に住所を有する方】 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式） 【八戸市外に住所を有する方】 住所地の市区町村税に滞納がないことの証明書
<input type="checkbox"/>	誓約書（別記第3号様式）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類（ ）

同 意 書

（あて先）八戸市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

私は、令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金の申請に当たり、次の税目について滞納がない旨証明するため、納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市県民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

（あて先）八戸市長

申請者 住所

氏名

誓 約 書

令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金の申請に当たり、下記の事項について誓約します。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 事業を営んでいない個人又は開業届に記載されている開業日から5年を経過しない個人事業者で、令和8年4月1日以降に新たに会社を設立した者です。
2. 新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社はありません。
3. 納付すべき市税を滞納していません。
4. 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者ではありません。

第4号様式（第7条関係）

八 商 第 号
令 和 年 月 日

様

八戸市長 印

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金額 金 円

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

（あて先）八戸市長

請求者 住所

氏名 ④

請 求 書

令和 年 月 日付け八商第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和8年度八戸市新規会社設立登録免許税等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求補助金額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

※振込先口座の通帳（上記の情報が記載されたページ）の写しを添付すること。